

## 発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年1月31日
【発行者の名称】	株式会社アイビスホールディングス (IBIS HOLDINGS Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 永江 榮司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田二丁目15番12号 (上記は登記上の本店所在地であり実際の業務は下記の【最寄りの連絡場所】で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市東区泉二丁目27番14号
【電話番号】	(052)526-1590(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 猪田 寛生
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.phillip.co.jp/">https://www.phillip.co.jp/</a>
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アイビスホールディングス <a href="https://www.ibisholdings.co.jp/">https://www.ibisholdings.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a> 証券会員制法人福岡証券取引所 <a href="https://www.fse.or.jp/">https://www.fse.or.jp/</a>

## 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおいては、J-Adviser及びF-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviser及びF-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser及びF-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期
決算年月	2022年10月	2023年10月	2024年10月
売上高 (千円)	519,906	727,448	894,558
経常利益 (千円)	29,938	14,573	25,576
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	19,661	6,577	2,511
包括利益 (千円)	19,661	6,577	2,511
純資産額 (千円)	116,904	123,481	125,993
総資産額 (千円)	285,356	475,708	571,057
1株当たり純資産額 (円)	130.04	137.35	140.15
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	21.87	7.32	2.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.0	26.0	22.1
自己資本利益率 (%)	18.4	5.5	2.0
株価収益率 (倍)	—	177.7	465.3
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	40,293	2,979	9,102
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△53,099	△49,766	△129,278
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	47,600	170,470	75,621
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	88,574	212,257	167,703
従業員数 (人)	52	62	74
(外、平均臨時雇用者数)	(7)	(5)	(13)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株価収益率は、第3期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
5. 株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき第3期の連結財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けており、また、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づき第4期及び第5期の連結財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第3期の期首から適用しており、第3期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 2023年1月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

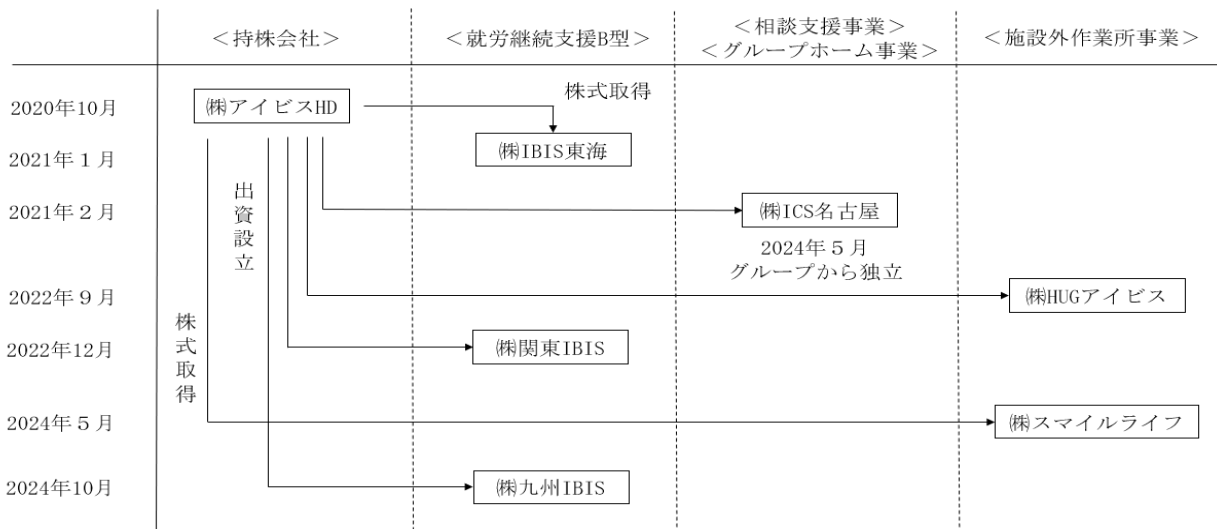
## 2 【沿革】

2018年に当社取締役の加藤咲江が就労継続支援B型事業所の運営を目的として設立した「株式会社花大和」が当社グループの原点であります。その後、本格的に事業化することを目的に、創業時より連携及び支援をしていた永江榮司が当社を設立し、株式会社花大和を連結子会社として資本参加する形で、当社グループを形成してまいりました。

年月	事項
2018年12月	株式会社花大和（現株式会社IBIS東海（連結子会社））設立
2019年4月	株式会社花大和が就労継続支援B型事業所「アイビス上前津」開所
2020年10月	就労継続支援B型事業への参入及び純粋持株会社体制への移行を見据え、当社を設立
11月	株式会社花大和が就労継続支援B型事業所「アイビス太閤」開所
12月	株式会社花大和が株式会社IBIS東海に会社名称を変更
2021年1月	株式会社IBIS東海の全株式を取得し、連結子会社化
2月	株式会社ICS名古屋（連結子会社）を設立し、相談支援事業を開始
3月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス八事」開所
4月	株式会社ICS名古屋が「アイビス名古屋相談支援センター」開所
5月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス今池」開所
6月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス星ヶ丘」開所
8月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス砂田橋」開所
2022年1月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス徳重」開所
2月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス新瑞橋」開所
7月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス金山」開所
9月	施設外作業所を運営する目的で株式会社HUGアイビス（連結子会社）を設立
12月	株式会社関東IBIS（連結子会社）を設立し、関東圏で就労継続支援B型事業を開始 株式会社HUGアイビスが施設外作業所「イオンタウン名西」開所
2023年1月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス池下」開所
4月	株式会社HUGアイビスが「久屋施設外作業所（h. u. g-flower Hisaya-odori）（現i Hug Cheese 久屋大通店）」開所 株式会社ICS名古屋が相談支援事業を休止
5月	株式会社ICS名古屋がグループホーム事業を開始し、「アイビスの家 尾張旭東山」開設
9月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス豊田GAZA」開所
10月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式上場
2024年2月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス湯島」開所
3月	株式会社HUGアイビスが施設外作業所「i Hug Cheese上野店」開所
5月	株式会社ICS名古屋がMBO（マネジメントバイアウト）によりグループから離脱 株式会社スマイルライフ（旧社名 株式会社Millefiorire）の株式44.4%を取得し、持分法適用会社化
6月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス岐阜」開所
8月	株式会社HUGアイビスが施設外作業所「i Hug Cheese堀田店」開所
10月	株式会社九州IBIS（連結子会社）を設立し、九州圏で就労継続支援B型事業を開始

当社グループの現在に至るまでの沿革を図示いたしますと、次の通りであります。

[各グループ会社の設立]



[施設の開所]

	<持株会社>	<就労継続支援B型> (※注1)	<相談支援事業> (※注2) <グループホーム事業> (※注3)	<施設外作業所事業>
	(株)アイビスHD	(株)IBIS東海 (株)関東IBIS (株)九州IBIS	(株)ICS名古屋	(株)HUGアイビス (株)スマイルライフ
2019年4月		アイビス上前津		
2020年11月		アイビス太閤		
2021年3月		アイビス八事		
4月			アイビス名古屋 相談支援センター	
5月		アイビス今池		
6月		アイビス星ヶ丘		
8月		アイビス砂田橋		
2022年1月		アイビス徳重		
2月		アイビス新瑞橋		
7月		アイビス金山		
12月				イオンタウン名西 施設外作業所
2023年1月		アイビス池下		
4月			アイビスの家 尾張旭東山施設	
5月				久屋施設外作業所
9月		アイビス豊田GAZA		
2024年2月		アイビス湯島		
3月				上野施設外作業所
6月		アイビス岐阜		
8月				堀田施設外作業所

(※注1) (株)九州IBISの施設は2024年10月末時点で未開設であります。

(※注2) 相談支援事業については、2023年10月末時点で事業を廃止しております。

(※注3) ICS名古屋がグループから離脱したことにより、2024年5月以降グループホーム事業は行っておりません。

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社アイビスホールディングス）、連結子会社5社（株式会社IBIS東海、株式会社ICS名古屋、株式会社HUGアイビス、株式会社関東IBIS、株式会社九州IBIS）、関連会社1社（株式会社スマイルライフ）の7社により構成されています。なお、2024年5月1日より、株式会社ICS名古屋は全株式の譲渡により連結の範囲から除外しており、これに伴いグループホーム事業を当社グループの業務内容より除外しております。

現在の当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントですが、事業の内容は（1）就労継続支援B型事業、（2）施設外作業所事業の2つに大別され、それらを構成する事業内容と各社の位置付けは以下の通りです。

セグメント	業務内容	事業会社
就労支援サービス事業	就労継続支援B型事業	(株)IBIS東海 (株)関東IBIS (株)九州IBIS
	施設外作業所事業	(株)HUGアイビス (株)スマイルライフ

#### （1）会社の経営の基本方針

当社グループは、「すべてのあなたをHAPPYに」を経営理念として掲げ、サービスをご利用いただく障がい者の方々はもちろん、従業員や取引先も含め、当社に関わるすべてのステークホルダー（利害関係者）ひとりひとりに、自身の幸福を追求できる環境を提供することを、会社経営の基本方針としております。

#### （2）事業の内容

当社グループは、愛知県において、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業所の運営を主軸とした就労継続支援B型事業、施設外就労を行う施設外事業所の運営を主軸とした施設外事業所事業、以上2つの事業を行っております。

なお、2024年4月15日の取締役会において、株式会社ICS名古屋のMBO（マネジメントバイアウト）によるグループ離脱の決議をしており、2024年5月以降、グループホーム事業を行っておりません。よって、今後はグループホーム事業を除く2つの事業を中心に事業展開を行い、障がい者の皆様の日中活動から生活援助に至るトータル支援を行ってまいります。

##### ① 就労継続支援B型事業

連結子会社株式会社IBIS東海、株式会社関東IBIS、株式会社九州IBISにおいて、障害者総合支援法の訓練等給付に基づく就労継続支援B型事業を行っております。就労継続支援B型施設においては、利用者が利用者自身のペースで訓練を行い、一般就労に向けた支援をしております。

2024年10月末現在、愛知県内、岐阜県内及び東京都内において株式会社IBIS東海が『アイビス』ブランドで14施設を展開しております。

2024年10月末現在、株式会社関東IBISの施設は未開設です。

2024年10月末現在、株式会社九州IBISの施設は未開設です。

多店舗展開することで、それぞれの施設で行う作業に特色を出すことができ、利用者が興味を持てる作業の選択肢を多く提供することができます。各施設の主な作業は[施設の特徴]を参照ください。

また、当社グループが運営する施設とは別に、施設外作業所での作業も「施設外就労」として、一定の要件を満たせば、訓練給付費受給の対象活動となるため、施設での就労訓練に加え、施設外就労についても本事業での取り組みとなります。

現在、[施設の特徴]に記載する10ヶ所の施設外作業所運営企業4社とそれぞれ請負契約を締結し、利用者が施設外作業所にて作業を行っております。株式会社HUGアイビス及び株式会社スマイルライフを除く2社は当社グループと資本関係・人的関係はありません。

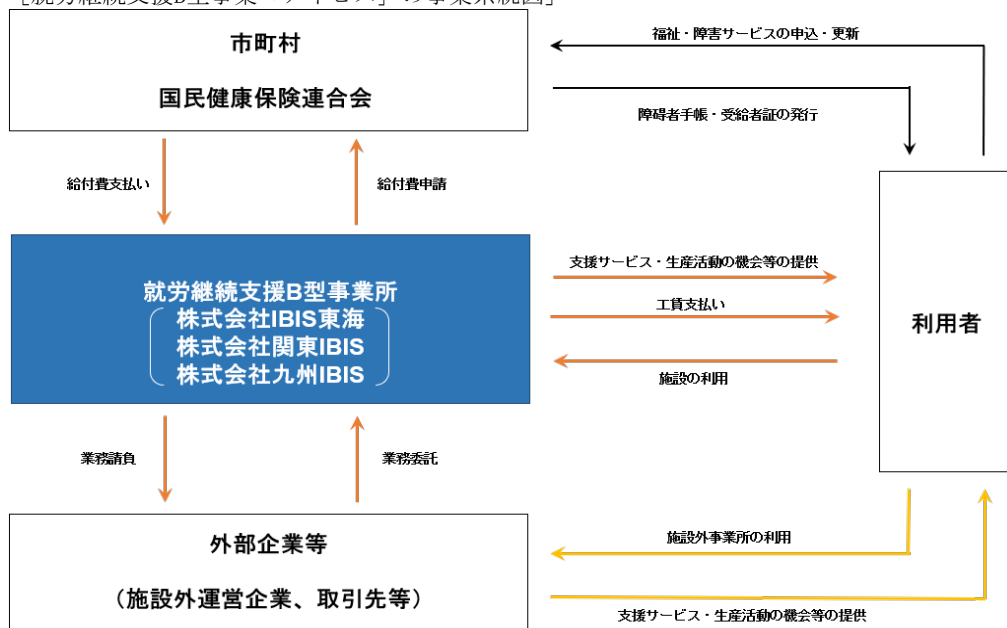
なお、連結子会社株式会社HUGアイビスにて施設外作業所を4ヶ所、持分法適用会社株式会社スマイルライフにて施設外作業所を2ヶ所開設しておりますので、当社グループによる施設外作業所事業については、③施設外作業所事業にて詳述します。

[施設の特徴]

施設／施設外	主な作業
＜施設＞	
アイビス上前津	軽作業（シール貼り、ラベリング等）
アイビス今池	PCデザイン・クラフト通販
アイビス太閤	クラフト制作（クラフトバンド・雑貨小物等）
アイビス八事	珈琲豆焙煎・クラフト製作（PPバンド等）
アイビス星ヶ丘	クラフト製作（PPバンド等）・在庫管理
アイビス砂田橋	菓子製造・菓子梱包・箱詰め
アイビス徳重	菓子梱包・箱詰め・EC発送
アイビス新瑞橋	軽作業・アクセサリ製作
アイビス金山	陶芸・ダイヤモンドビーズ製作
アイビス豊田GAZA	クラフト製作（PPバンド等）・PC作業
アイビス池下	PCデザイン・紙製品製作
アイビス豊田GAZA	印刷プリント・クラフト製作（PPバンド等）
アイビス岐阜	クラフト製作（PPバンド等）・軽作業
＜当社グループ運営の施設外＞	
イオンタウン名西施設外	菓子販売・小売り店舗運営・ECサイト運営
久屋施設外	菓子販売・小売り店舗運営
菊井施設外	陶芸・革製品製作・軽作業・PC作業
上野施設外	菓子販売・小売り店舗運営
東桜施設外	PCデザイン、軽作業
堀田施設外	菓子製造・菓子梱包・箱詰め・菓子販売・小売り店舗運営
＜協力企業（※注）運営の施設外＞	
熱田施設外	倉庫・ピッキング作業
丸の内施設外	軽作業・倉庫・ピッキング作業
豊田GAZA施設外	店頭販売・在庫管理
岐阜施設外	菓子製造・菓子梱包・箱詰め

（※注）協力企業は当社グループと資本関係・人的関係はありません。

[就労継続支援B型事業「アイビス」の事業系統図]





## ② 施設外作業所事業

連結子会社株式会社HUGアイビス及び持分法適用会社スマイルライフにおいて、障害者総合支援法の施設外就労に基づく施設外作業所を運営しております。施設外作業所として就労継続支援B型の利用者を受け入れ、作業委託をすることで、事業展開しております。

障害者総合支援法に基づく施設外就労では、就労継続支援B型事業所は施設外作業所を運営する法人と請負契約を締結し、施設外作業所内で作業を受託することで、施設での作業と同様に訓練給付費を受け取り、利用者に工賃を支払うことが可能になります（実際には、B型スタッフの人員数等、一定の要件を満たす必要があります）。

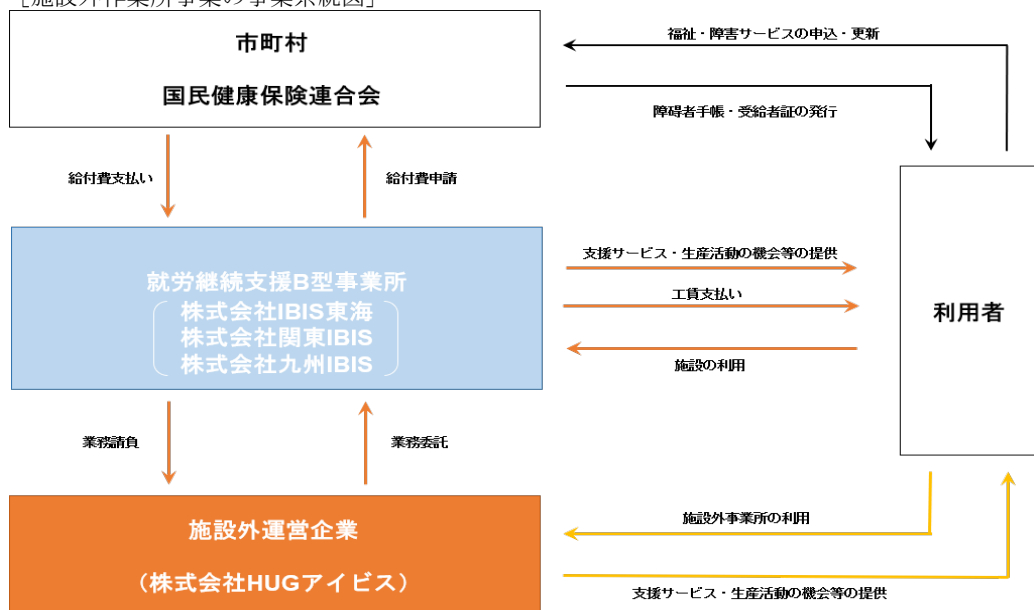
施設外就労により、施設が受給する訓練給付費は①就労継続支援B型事業における当社グループの収入となり、施設外作業所は作業を委託した成果物等（商品・製品やサービス）が外部へ販売がなされた場合に、施設外作業所としての収入となります。（「施設外作業所イメージ図」を参照）

施設外就労において、受託する作業について法的な制約はありませんが、現在イオンタウン名西施設外での主な作業は、開所当時は洋菓子製造会社の協力を得ておりましたが、2024年4月以降、洋菓子のオリジナルブランド「i Hug cheese」を立ち上げ、商品の検品や梱包等の軽作業および店舗（施設外作業所）やECサイトでの洋菓子販売を行っております。また、久屋施設外は「i Hug cheese久屋大通店」として、イートインとテイクアウトでオリジナルブランド「i Hug cheese」の洋菓子販売を同じく行っております。

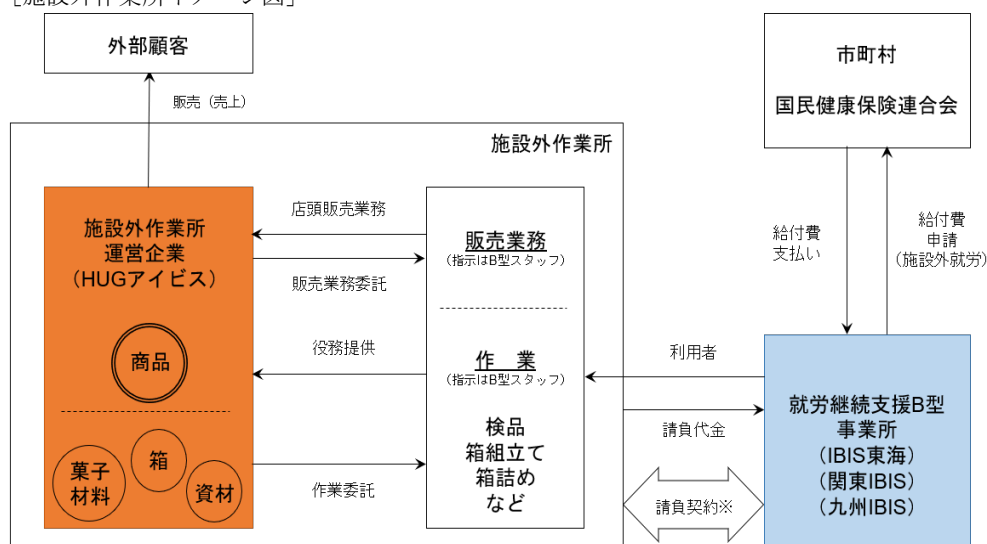
なお、厚生労働省においても、利用者が施設外就労をすることには、利用者工賃の向上や一般就労へのステップになる等、一定の効果があるとの見解もあり、当社グループとしても積極的に取り組んでまいりたい方針です。

2024年10月末現在、愛知県内及び東京都内において、株式会社HUGアイビスがイオンタウン名西施設外作業所、久屋施設外、堀田施設外、上野施設外の4ヶ所、株式会社スマイルライフが菊井施設外、東桜施設外2ヶ所をそれぞれ展開しております。

[施設外作業所事業の事業系統図]



[施設外作業所イメージ図]



※作業と販売業務を請け負う場合

施設外作業所については、資本関係のない協力企業様と連携して取り組みをしておりましたが、2022年9月に連結子会社株式会社HUGアイビスを設立し、当社グループとして施設外作業所の運営を開始いたしました。

グループ内とグループ外の施設外作業所に関して、それぞれで利用メリットがありますので、グループ内外でのバランスを取りながら、施設外作業所の拠点を増やしてまいります。

また、グループ内、グループ外を問わず、施設外作業所で行う作業については、利用者の通所日数増及び一般就労に資する作業を取り入れ、当該事業の収益性は重要ではありますが、それのみに基づく判断はしない方針です。

[利用メリット]

	当社グループとしてのメリット	施設利用者としてのメリット
グループ内施設外作業所	施設外作業所での事業における売上が計上される 施設利用者の状況に応じた柔軟な事業運営が可能となる	施設と施設外作業所を同一のグループが運営することで、利用者自身に合った作業を選択することが可能となる
グループ外施設外作業所	施設外作業所の運営企業が事業運営を担うため、設備投資や運転資金等、事業資金は必要ない	一般就労での就業環境により近くなるため、一般就労により近づくことが可能となる

2024年10月末現在、施設外作業所は連結子会社1社及び持分法適用会社1社、協力企業様2社に運営いただいております。

施設外作業所名称	所在地
イオンタウン名西施設外	愛知県名古屋市西区
久屋施設外	愛知県名古屋市中区
菊井施設外	愛知県名古屋市西区
上野施設外	東京都千代田区
東桜施設外	愛知県名古屋市中区
堀田施設外	愛知県名古屋市瑞穂区
熱田施設外	愛知県名古屋市熱田区
丸の内施設外	愛知県名古屋市中区
豊田GAZA施設外	愛知県豊田市
岐阜施設外	岐阜県岐阜市

※各施設外作業所での作業については[施設の特色]を参照ください。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社IBIS東海 (注) 3、6	名古屋市東区	30,000	就労継続支援B型事業	100.0	役務の提供 資金の立替 役員の兼任
株式会社HUGアイビス (注) 3	名古屋市東区	9,900	施設外作業所事業	100.0	役務の提供 資金の立替 役員の兼任
株式会社関東IBIS (注) 1、3	東京都千代田区	9,900	就労継続支援B型事業	100.0	役務の提供 資金の立替 役員の兼任
株式会社九州IBIS (注) 2、3	福岡県博多市	9,900	就労継続支援B型事業	100.0	役務の提供 資金の立替 役員の兼任
(持分法適用会社)					
株式会社スマイルライフ (注) 5	名古屋市中区	49,900	施設外作業所事業	44.4	役務の提供

- (注) 1. 2022年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2022年12月12日付で株式会社関東IBISを設立し、連結子会社化しております。
2. 2024年9月13日開催の取締役会決議に基づき、2024年10月16日付で株式会社九州IBISを設立し、連結子会社化しております。
3. 株式会社IBIS東海、株式会社HUGアイビス、株式会社関東IBIS及び株式会社九州IBISは特定子会社であります。
4. 2024年5月1日より、株式会社ICS名古屋は全株式の譲渡により連結の範囲から除外しております。
5. 2024年5月1日より、株式会社スマイルライフの株式を取得したことに伴い、持分法適用の範囲に含めております。
6. 下記については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

	株式会社IBIS東海 2024年10月期
(1) 売上高	832,653千円
(2) 経常利益	32,898千円
(3) 当期純利益	21,584千円
(4) 純資産額	64,999千円
(5) 総資産額	402,226千円

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2024年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
就労支援サービス事業	74(13)
合計	74(13)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### (2) 発行者の状況

2024年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
5（－）	45.2	1.9	4,956

セグメントの名称	従業員数（人）
就労支援サービス事業	5（－）
合計	5（－）

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

当社グループの業績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次の通りであります。

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による厳しい経済活動の制限が徐々に緩和される等、経済活動が正常化していく動きが見られました。一方で、ウクライナやイスラエル、東アジア地域等世界各地での緊張状態の拡大とともに、エネルギーを中心とした物価上昇等により、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは就労継続支援B型事業及び施設外作業所事業において、2024年4月に3年に一度の報酬改訂があり、当事業への影響を見極めながら、事業を進めてまいりました。全体的には報酬単価や加算は当社グループにプラスに寄与する結果となり、報酬改訂以降も売上高は堅調に推移しており、前期までと同様、新規出店に伴う人件費、設備投資、地代家賃等の諸経費が先行して発生することとなりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は894,558千円（前期比23.0%増）、営業利益は25,180千円（前期比275.4%増）、経常利益は25,576千円（前期比75.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,511千円（前期比61.8%減）となりました。

なお、当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて44,554千円減少し、167,703千円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次の通りであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は9,102千円（前期は2,979千円の獲得）となりました。これは主に、売上債権の増加額31,609千円、前払費用の増加額6,661千円等により資金が減少した一方、税金等調整前当期純利益の計上26,788千円に加え、減価償却費の計上16,528千円、未払金の増加額11,265千円等により資金が増加したことによるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は129,278千円（前期は49,766千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出48,057千円、関連会社株式の取得による支出41,500千円、差入保証金の差入による支出23,606千円等により資金が減少したことによるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は75,621千円（前期は170,470千円の獲得）となりました。これは、長期借入金の返済による支出24,379千円等により資金が減少した一方、長期借入れによる収入100,000千円により資金が増加したことによるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

### (2) 受注実績

当社グループは受注活動を行っていないため、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における事業別販売実績を示すと、次の通りであります。

事業名	当連結会計年度 (自2023年11月1日 至2024年10月31日)	前年同期比 (%)
就労継続支援B型事業 (千円)	812,813	123.3
グループホーム事業 (千円)	7,790	529.7
施設外作業所事業 (千円)	57,744	199.4
その他 (千円)	16,209	48.2
合計 (千円)	894,558	123.0

(注) 2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自2022年11月1日 至2023年10月31日)		当連結会計年度 (自2023年11月1日 至2024年10月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
国民健康保険団体連合会	565,177	77.7	700,771	78.3

### 3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 関係法令の遵守

当社グループの就労継続支援B型事業及び関連する障害福祉事業では、障害者総合支援法をはじめとした関係法令に基づいたサービス提供を行うことから、事業の継続的な運営には関係法令の遵守が前提となります。そのため、当該関係法令の遵守が重要課題であると認識しております。当社グループは今後の関係法令の法改正に柔軟に対応するとともに、内部管理体制の拡充や社員教育、研修等によるコンプライアンス体制の強化に継続的に取り組んでまいります。

#### (2) 人材確保と人材育成

当社グループの就労継続支援B型事業及び関連する障害福祉事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社グループの事業運営にあたっては優秀な人材の確保、育成、定着が重要課題であると認識しております。そのため、社員それぞれの働き方に合った多様なキャリアパスや人事制度を整備するとともに、育成や定着のため、入社時の社員研修の強化、システム導入による業務負担の軽減、長時間労働防止施策の徹底、働きやすい職場環境の改善等を継続的に実施してまいります。

#### (3) 就労継続支援B型事業を中心とした関連障害福祉事業における提供サービスの質の向上

当社グループの就労継続支援B型事業及び関連する障害福祉事業において、お客様や利用者の就労ニーズは高度化・複雑化が進んでおり、これに対応するためには提供サービスの品質の維持向上が重要課題であると認識しております。当社グループでは、アイビスルールブックを制定し、日々のアップデートを通じて、従業員の行動指針や施設での規則を定めることで、提供サービスの質の向上を図っております。そのため、ルールブックの改良とその内容を全社的に周知する活動を継続するとともに、外部講師による勉強会や研修制度の充実等を継続的に実施することで、お客様や利用者へ提供するサービスの質の向上を実施してまいります。

#### (4) 収益源の多角化

第4期連結会計年度における就労継続支援B型事業、相談支援事業、グループホーム事業の当社グループ売りに占める割合は91.4%、第5期連結会計年度における就労継続支援B型事業、グループホーム事業の当社グループ売りに占める割合は91.7%と、障害者総合支援法に基づく事業の売上げが売上構成比のほぼ全てを占めていることは、日本政府の障害福祉政策の動向に大きく影響を受けるビジネスモデルであり、短期的には障害福祉政策の影響を受ける可能性があります。当面は、就労継続支援B型事業及び関連する障害福祉事業の成長を目指しますが、一方で利用者のニーズが多様化すれば、就労継続支援B型事業に限定せず、中長期的には、新規事業の拡大等による収益源の多角化を進めていく可能性があります。

#### (5) 事業資金の確保

障害福祉事業は、事業施設の増設に関して多額の資金が必要であり、当社グループはこれらの事業資金の多くを金融機関からの借入により調達しており、当社グループの成長のためには、今後も安定的な事業資金の確保が課題であると認識しております。その課題に対処するために、事業の成長に伴う信用力の増加を活かし、資金調達の多様化を図るとともに、中長期的な財務体質の強化を図ってまいります。



#### 4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

##### (1) 法的規制等について

当社グループは、事業活動を行う上で、「障害者総合支援法」等様々な法規制の適用を受けております。

当社グループでは、法令・諸規則遵守の強化を図るため内部管理体制の整備・強化に努めておりますが、今後、これらの法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等がなされた場合、また、何らかの事情により法律に抵触する事態が生じた場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を与える可能性があります。

とりわけ当社グループの事業モデルは、国からの報酬を主な収益源としており、3年ごとに実施される障害福祉サービスの報酬改定にて下方の改定が行われた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、障害福祉サービスの各事業所は、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から設置の指定（6年ごとの更新）を受けるものであり、指定には人員、設備及び運営に関する基準が規定されており、これらの規定に従って営業する必要があります。

当社グループの提供する就労支援事業に必要な指定・許認可は、以下の通りです。

取得	所轄官庁	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社各事業所	都道府県等	指定障害福祉サービス	障害者総合支援法の就労継続支援B型	6年毎の更新	障害者総合支援法第50条（指定の取消等）

障害福祉サービスの指定は事業所単位で取得しており、法人全体として組織的な不正が認められるといった場合を除き、指定の取消等についても事業所毎に検討されます。現時点において、当社グループの運営する障害福祉サービス事業所に指定取消や営業停止は発生しておりませんが、今後何らかの原因によりこれらの指定が取り消された場合や営業停止となった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

特に、各事業所には指定を受ける際に、「障害者総合支援法」では省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」において、報酬に係る算定基準を定め、指定承認を受けることとなりますが、施設運営を継続する中で、配置基準や施設運営職員の役割に応じて、加算または減算となることがあります。よって、指定時には満たしていた要件であっても、施設運営や会社経営による事情から当該要件が満たせなくなった場合、各事業所または会社全体で減算となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、厚生労働省の通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」にて、定員超過やサービス管理責任者欠如減算等、報酬の減算対象がそれぞれ明記されておりますが、各都道府県知事は減算の対象となる事案については指導すること、また、指導に従わない場合には、指定の取消しを検討すると定められており、その運用は各自治体に委ねられております。

当社グループでは、上記の省令や通知事項等を遵守し、細心の注意を払っておりますが、今後、国による制度、各自自治体の運用方針や通知事項が変更された場合には、これまで通りの運営が困難となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### (2) 人材の確保について

当社グループの就労継続支援B型事業や関連する障害福祉事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であり、また障害者総合支援法に基づき、有資格者の配置を含む一定の人員基準及び設備基準が定められているため、今後の事業展開に応じた優秀な人材の持続的な確保及び育成が必要となっております。当社グループでは幅広い採用活動を行うとともに、社内研修の充実等により人材の確保及び育成に努めておりますが、他社からの引き抜き等により人材の確保が今後の事業展開の速度に対応できない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### (3) 事業所展開について

当社グループでは、お客様や利用者が利用しやすい立地条件、事業所の採算性等を総合的に勘案し新規事業所開設を行っていく方針としております。しかしながら、当社グループの新設条件に合致する物件が見つからなかった場合や、工事や人材確保等の遅れにより開設が遅延した場合、当初計画通りに新規事業所開設ができなくなり、当社グル

ープの業績に影響を与える可能性があります。

#### (4) 個人情報の保護について

当社グループの就労支援事業においては、利用者の氏名、住所、連絡先等の情報を保持しております。これら顧客の個人情報の取扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、顧客からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、事業所の許認可及び指定に影響が出る等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (5) 自然災害について

当社グループは、愛知県に本部機能、就労継続支援B型事業所、共同生活援助施設、短期入所施設、施設外作業所を有しており、これらの拠点は南海トラフ巨大地震防災対策推進地域に指定されております。巨大地震が発生し、津波、火災や水害などの被害を受けた場合は、利用者や従業員、建物などに被害が及ぶ可能性があります。その場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (6) 訴訟等について

当社グループでは、現在までのところ訴訟の実績はございません。しかしながら、利用者が事業所を利用している際の事故等により生じた損害について、当社グループの過失責任を問う訴訟が係属し、当社グループの責任が認められた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (7) 運営施設の事故等

当社グループは、施設運営において、お客様や利用者の安全を確保する体制を整備していることから、これまで業績に多大な影響を与えるような事故等は発生していません。しかしながら、万が一運営施設において重大な事故等が発生した場合、所管する自治体等からの業務停止命令や訴訟及び風評被害等による多数の利用者減少により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (8) 風評等の影響について

当社グループの事業はお客様及び利用者、そのご家族、行政機関や医療機関等の関係機関、就労先や取引先等の企業、地域社会の皆様との連携の上に成り立っております。当社グループの従業員には引き続き、企業理念やコーポレートミッションの浸透及び高いコンプライアンス意識の保持のための社内研修を実施してまいります。しかしながら、当社グループの従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社グループに対して不利益となる情報や風評が流れた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (9) 感染症について

感染症について、従業員において検温や手洗い・うがい、アルコール消毒等の感染予防の徹底を行っておりますが、利用者や取引先等の間で感染が拡大した場合、新規利用者の受入停止や事業所の営業自粛等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (10) 食品衛生関連事項について

当社グループは、食品衛生法に基づき、所管保健所から菓子製造許可を取得するとともに、小売、小分け作業の届出をしており、食品の製造・小売・小分け作業を行う全ての施設に食品衛生管理者を配置しております。また、各施設では施設運営管理規程に基づき衛生や品質に対する管理を徹底しております。しかしながら、万が一、食中毒が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (11) 競合について

当社グループが属する障害福祉サービス業界は、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であり、当社グループは、当社グループのミッションに強く共感している人材を積極的に採用することで、競合他社との差別化を図っております。しかしながら、当連結会計年度末現在以降において、さらなる競合他社の事業拡大や新規参入等がある場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (12) 固定資産の減損会計について

当社グループは、すでに固定資産の減損会計を適用しておりますが、今後当社グループが保有する固定資産を使用する事業所の業績が悪化し、回復が見込まれない場合や、固定資産の市場価格が著しく低下した場合には、当該固定資産について減損損失を計上することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(13) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である永江榮司は当社グループの創業者であり、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定において重要な役割を果たしております。当社グループはノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社グループにおける職務執行が困難となった場合には当社グループの今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(14) 社歴が浅いことについて

当社は、2020年10月に設立された社歴の浅い会社であります。従って、期間業績比較を行うための十分な財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

(15) 配当未実施について

当社グループでは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当連結会計年度末現在において、当社グループは成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(16) 情報システム障害について

当社グループは、請求業務やERPにおいて、様々なシステムを利用しています。サーバーダウン等のシステム障害が生じた場合には、別の支援サービスを提供する等の対策をとっておりますが、当該システム障害が長期にわたる場合には、利用者等へ支援サービス提供が困難になり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(17) J-Adviserとの契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2021年10月27日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限り）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出

資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥ 不適当な合併等  
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損  
第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延  
甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等  
次のa又はbに該当する場合  
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合  
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等  
甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託  
甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限  
甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化  
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い  
甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限  
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。  
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)  
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。  
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。  
d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
  - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
  - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得  
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
  - ⑰ 株式売渡請求による取得  
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
  - ⑱ 株式併合  
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
  - ⑲ 反社会的勢力の関与  
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
  - ⑳ その他  
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株主東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

#### <J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株主東京証券取引所に通知しなければならない。

#### (18) F-Adviserとの契約について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場Fukuoka PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券㈱を担当F-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2024年9月11日にフィリップ証券㈱との間で、担当F-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当F-Adviserを確保できない場合、当社株式はFukuoka PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <F-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はF-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

##### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象と

- し、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、 b に定める書類に基づき行う。
- a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面
    - (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
 

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
    - (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
 

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
  - b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
- 甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続
- 甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
 

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
  - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
  - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）
 

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- 再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
    - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
 

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
    - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
 

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
  - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
    - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
    - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
  - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。
- なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ず

る日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) Fukuoka PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を証券会員制法人福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買取者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買取防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買取防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている



子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
  - e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
  - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
  - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得  
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
  - ⑰ 株式売渡請求による取得  
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
  - ⑱ 株式併合  
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
  - ⑲ 反社会的勢力の関与  
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
  - ⑳ その他  
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは証券会員制法人福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

#### <F-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制福岡証券取引所に通知しなければならない。

#### (19) 在庫保有のリスクについて

当社グループでは、商品の販売動向に基づき、商品仕入れを行っておりますが、需要の変動や市場環境の急激な変化により、過剰在庫が発生する可能性があります。過剰在庫が発生した場合、管理コストの増加や滞留在庫の処分に伴う損失が生じるほか、在庫資産への資金拘束によりキャッシュ・フローが悪化することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (20) 飲食店運営上のリスクについて

当社グループが展開する飲食事業では、顧客対応やブランド認知度の低さに起因するリスクが存在します。特に、顧客からのクレームやトラブルが発生した場合には、ブランドイメージや信頼性に影響を与える可能性があります。また、原材料費の高騰や物価変動が事業コストに与える影響も懸念されます。これらのリスクに対し、顧客対応マニュアルの整備、原材料調達の見直し、ならびにSNSやPR活動を活用した認知度向上策を実施しておりますが、外部環境の変化により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

#### (資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて4,348千円減少し、347,990千円となりました。

これは主として、売掛金が28,836千円、前払費用が6,376千円増加したものの、現金及び預金が44,554千円減少したこと等によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて99,697千円増加し、223,067千円となりました。

これは、差入保証金が22,910千円、建物及び構築物（純額）が14,584千円、長期貸付金が10,000千円増加したこと等によるものであります。

以上の結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて95,348千円増加し、571,057千円となりました。

#### (負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて46,455千円増加し、150,706千円となりました。

これは、1年内返済予定の長期借入金が22,473千円、未払法人税等が16,540千円、未払金が9,651千円増加したこと等によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて46,381千円増加し、294,357千円となりました。

これは主として、長期借入金が43,348千円増加したこと等によるものであります。

以上の結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて92,837千円増加し、445,063千円となりました。

#### (純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて2,511千円増加し、125,993千円となりました。

これは、親会社株主に帰属する当期純利益2,511千円を計上したことによるものであります。

### (3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載の通りであります。

### (4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

### (5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第3【事業の状況】 3【対処すべき課題】」に記載しております。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

重要な設備の投資・除却又は売却はありません。

### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りであります。

#### (1) 発行者

2024年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
		建物及び 構築物	車両 運搬具	工具、 器具及び 備品	その他	合計	
名古屋本部 (名古屋市東区)	名古屋本部ビル 内装工事 (本社機能)	26,346	4,984	2,881	24,618	58,830	5 (-)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3. 当社グループは、就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については記載を省略しております。

4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記の通りであります。

事業所名	設備の内容	年間賃借料 (千円)
名古屋本部	名古屋本部ビル (本社機能)	4,913

5. 「その他」の欄は、土地、建設仮勘定、ソフトウェアであります。

#### (2) 子会社

2024年10月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	車両 運搬具	工具、器具 及び備品	その他	合計	
㈱IBIS東海	本社 (名古屋市東区)	内装 工事他	29,902	105	8,118	2,709	40,835	69 (13)
㈱HUGアイビス	本社 (名古屋市東区)	内装 工事他	8,660	-	1,613	2,534	12,808	- (3)
㈱関東IBIS	本社 (東京都千代田区)	-	-	-	-	-	-	- (-)
㈱九州IBIS	本社 (福岡県博多市)	-	-	-	-	-	-	- (-)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3. 子会社は、就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については記載を省略しております。

4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記の通りであります。

会社名	事業所名	設備の内容	年間賃借料（千円）
㈱IBIS東海	アイビス上前津他 12施設	就労継続支援B型施設	48,600
㈱HUGアイビス	イオンタウン名西他 8施設	施設外作業所	13,549

5. 「その他」の欄は、ソフトウェア及び営業権の合計であります。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設  
該当事項はありません。
  
- (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2024年10月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年1月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,596,000	2,697,000	899,000	899,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)	単元株式数100株
計	3,596,000	2,697,000	899,000	899,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年6月30日 (注) 1.	8,000	8,990	40,000	49,900	40,000	40,000
2023年1月31日 (注) 2.	890,010	899,000	—	49,900	—	40,000

(注) 1. 有償第三者割当(債務の株式化による募集株式の発行)

割当先 株式会社旺司ライフワーク

発行価格 10,000円

資本組入額 5,000円

2. 株式分割(1:100)によるものです。

#### (6)【所有者別状況】

2024年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	—	—	—	3	—
所有株式数(単元)	—	—	—	8,990	—	—	—	8,990	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100	—	—	—	100	—

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社旺司ライフワーク (注)	岐阜県岐阜市北一色1-10-5	888,000	98.78
桂新堂株式会社	愛知県名古屋市中熱田区金山町1-5-4	10,000	1.11
アクアプレコン株式会社	神奈川県川崎市高津区溝口1-15-3 ブランドズ溝のレジデンス1201号室	1,000	0.11
計	—	899,000	100.00

(注) 株式会社旺司ライフワークは当社代表取締役永江榮司の資産管理会社であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 899,000	8,990	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	899,000	—	—
総株主の議決権	—	8,990	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

なお、本発行者情報公表日現在、当社グループは、成長拡大の過程にあるため、経営基盤の強化、事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながることを考えることから、内部留保資金の確保のため、配当を実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開に向けた資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

## 4 【株価の推移】

### (1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期
決算年月	2022年10月	2023年10月	2024年10月
最高(円)	—	1,300	—
最低(円)	—	1,300	—

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。  
2. 当社株式は、2023年10月20日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。  
2. 2024年5月から2024年10月については、売買実績がありません。

## 5 【役員 の 状 況】

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	永江 榮司	1949年4月2日生	1971年4月 積水ハウス株式会社 入社 2012年5月 株式会社永伸 設立 代表取締役 2020年7月 株式会社旺司ライフワーク設立 代表取締役 (現任) 10月 当社設立 代表取締役 (現任)	(注) 1	(注) 3	888,000 (注) 6
取締役	—	加藤 咲江	1976年7月7日生	1998年4月 株式会社ジュニア 入社 2001年4月 株式会社ポイント (現 株式会社アダストリア) 入社 2006年11月 ニシキ工業株式会社 入社 2015年6月 株式会社サニープレイス 入社 2017年7月 株式会社KUSUGURU JAPAN 入社 常務取締役 2018年12月 株式会社花大和 (現 株式会社IBIS東海) 設立 代表取締役 (現任) 2021年2月 株式会社ICS名古屋 代表取締役 9月 当社 取締役 (現任) 2022年12月 株式会社関東IBIS 代表取締役 (現任) 2024年10月 株式会社九州IBIS 代表取締役 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	管理部長	猪田 寛生	1975年7月8日生	1998年4月 野村証券株式会社 入社 2018年10月 カーボンファイバーリサイクル工業株式会社 入社 経営企画部長 2021年4月 株式会社IBIS東海 入社 管理部長 9月 当社 入社 取締役 管理部長 (現任) 2022年6月 株式会社ICS名古屋 取締役 9月 株式会社HUGアイビス 取締役	(注) 1	(注) 3	—
取締役	—	坂井 朗	1975年10月30日生	2000年4月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 入社 2006年1月 株式会社ゼットン 入社 財務経理部長 2007年6月 同社 執行役員 管理副本部長 兼 財務経理部長 2008年3月 同社 執行役員 管理本部長 5月 同社 取締役 管理本部長 2014年6月 同社 常務取締役 管理本部長 2016年3月 同社 取締役副社長 管理本部長 株式会社Lcode COO (現任) 9月 株式会社トリート 代表取締役 (現任) 2021年9月 株式会社El Dorado取締役 (現任) 合同会社グラン 代表社員 (現任) 当社 取締役 (現任)	(注) 1	(注) 3	—

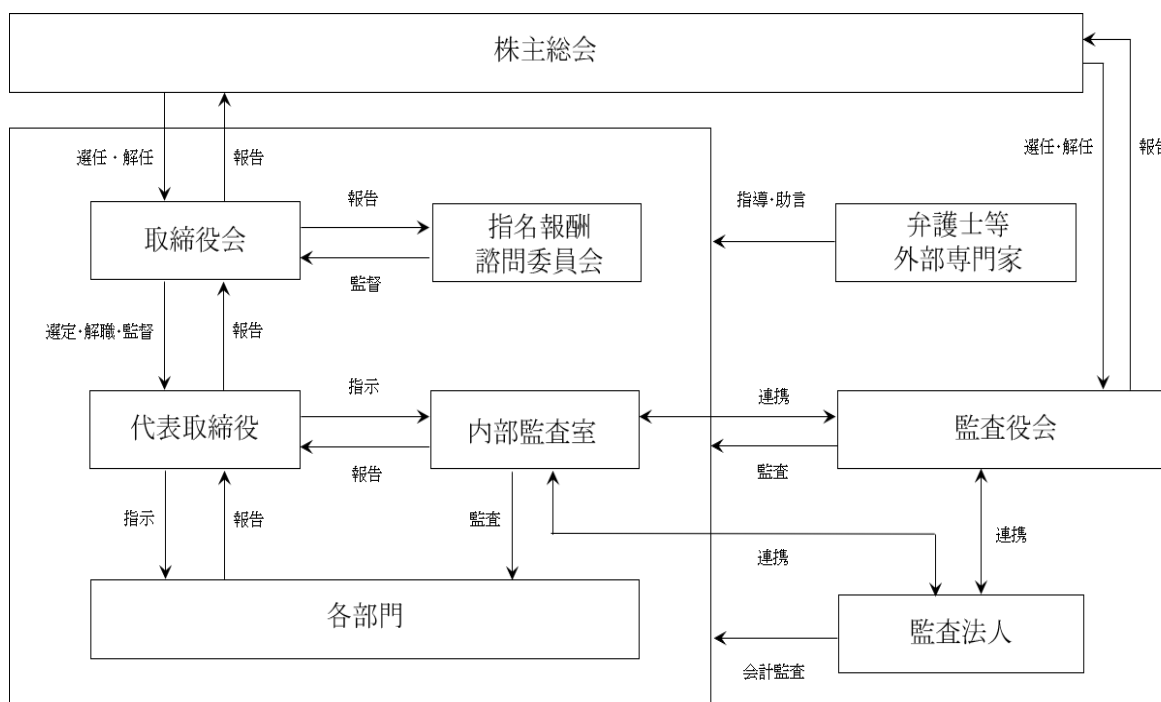


役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	—	夏目 勝博	1951年3月14日生	1978年10月 新光監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入社 1991年1月 株式会社ジャフコ 入社 1996年8月 同社 公開コンサルティング部 名古屋駐在所長 1997年5月 ジャフココンサルティング株式会社 出向 公開コンサルティング第2グループ グループマネージャー 2004年8月 株式会社ドリーム 入社 取締役管理部ゼネラルマネージャー 2016年12月 エムジーホールディングス株式会社 入社 常勤監査役 2021年9月 当社 監査役(現任) 株式会社IBIS東海 監査役(現任) 株式会社ICS名古屋 監査役 2022年9月 株式会社HUGアイビス 監査役(現任) 2025年1月 株式会社関東IBIS 監査役(現任)	(注) 2	(注) 3	—
監査役	—	岩田 修一	1970年4月28日生	1999年4月 弁護士登録、高橋正蔵法律事務所 入所 2004年4月 岩田法律事務所 設立、代表就任(現任) 2014年6月 株式会社ひかり工芸 監査役 2015年9月 株式会社ひかりホールディングス 監査役(現任) 2022年3月 当社ガバナンス諮問委員会 委員 11月 株式会社ひかりホールディングス 報酬委員長(現任) 2024年1月 当社 監査役(現任)	(注) 2	—	—
監査役	—	堀田 崇	1972年5月20日生	2000年4月 弁護士登録、小川総合法律特許事務所 入所 2004年6月 高浜工業株式会社 監査役(現任) 2005年10月 SPR法律事務所(現 つるま法律事務所) 設立 代表(現任) 2020年12月 株式会社LOVELEDGE 代表取締役(現任) 2021年4月 愛知県弁護士会副会長 2024年1月 当社 監査役(現任)	(注) 2	—	—
計							888,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2024年10月期に係る定時株主総会終結の時から2025年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役夏目 勝博、岩田 修一及び堀田 崇の任期は、2023年10月期に係る定時株主総会終結の時から2027年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2024年10月期における役員報酬の総額は20,100千円を支給しております。
4. 取締役坂井 朗は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役岩田 修一及び堀田 崇は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 代表取締役社長永江 榮司の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社旺司ライフワークが所有する株式数を含めて表示しております。なお、同氏は株式会社旺司ライフワークの代表取締役であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念を実践する過程において、健全性を維持しながら企業価値を継続的に増大させることで、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けられると考えております。持続的な企業価値の向上のためには、経営の公正性・透明性を確保し、経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることが重要であり、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

#### ② 会社の機関の内容

##### イ. 取締役

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

##### ロ. 監査役会

当社は2024年1月30日の定時株主総会において監査役設置会社から監査役会設置会社に移行しており、常勤監査役1名と非常勤の社外監査役2名で構成されております。各監査役は定時監査役会を毎月1回開催するほか、取締役会に出席して取締役の職務執行を監督し、客観的かつ公平な観点から意見陳述を行っております。

##### ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年10月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、小室豊和氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名その他5名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

##### ニ. 指名報酬諮問委員会

当社は、指名報酬諮問委員会規程を整備し、取締役2名、社外取締役1名、監査役2名から構成される指名報酬諮問委員会を設置しております。役員等の選任又は解任、役員報酬の改定等、経営上、特に重要な決定事項について議論をし、取締役会に諮問・意見答申することで、取締役会を監督しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、業務部門から独立した代表取締役直轄の内部監査室に専任者1名を置き、取締役会の承認が得られた監査計画に基づき、業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より代表取締役に対し報告書を提出すると共に、各部門責任者に対し改善を指示する体制をとっております。内部監査担当者において監視・監督を行いつつ、内部監査室、監査役会及び監査法人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査を実効性あるものとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名を選任し、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っております。また、社外監査役が2名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外取締役及び社外監査役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役(社外取締役を除く)	12,600	12,600	—	—	3
監査役(社外監査役を除く)	4,500	4,500	—	—	1
社外役員	3,000	3,000	—	—	3

(注) 2024年1月30日の定時株主総会において、監査役1名の監査役設置会社から監査役3名の監査役会設置会社に移行しております。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役(取締役であったものを含む)及び監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外取締役及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結して

おります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	14,700	—
連結子会社	—	—
計	14,700	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社の連結財務諸表は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2023年11月1日から2024年10月31日まで）の連結財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	212,257	167,703
売掛金	124,676	153,512
契約資産	545	—
商品	—	4,686
貯蔵品	—	633
前払費用	10,567	16,943
その他	4,292	4,511
流動資産合計	352,338	347,990
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	50,324	64,909
車両運搬具（純額）	146	5,089
工具、器具及び備品（純額）	15,730	12,612
土地	—	18,286
建設仮勘定	3,000	2,788
有形固定資産合計	※1 69,201	※1 103,687
無形固定資産		
のれん	2,689	1,431
ソフトウェア	※2 8,883	※2 8,521
無形固定資産合計	11,572	9,953
投資その他の資産		
関連会社株式	—	32,926
長期前払費用	6,744	7,760
長期貸付金	—	10,000
差入保証金	29,447	52,357
繰延税金資産	6,269	6,272
その他	134	109
投資その他の資産合計	42,595	109,426
固定資産合計	123,369	223,067
資産合計	475,708	571,057

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,670	3,365
1年内返済予定の長期借入金	11,436	33,909
未払金	57,404	67,056
未払費用	8,948	10,441
未払法人税等	3,375	19,916
未払消費税等	7,704	2,334
預り金	9,471	10,024
賞与引当金	2,241	2,757
その他	—	901
流動負債合計	104,251	150,706
固定負債		
長期借入金	236,634	279,982
預り保証金	—	1,000
資産除去債務	10,975	13,073
繰延税金負債	366	301
固定負債合計	247,975	294,357
負債合計	352,226	445,063
純資産の部		
株主資本		
資本金	49,900	49,900
資本剰余金	40,000	40,000
利益剰余金	33,581	36,093
株主資本合計	123,481	125,993
純資産合計	123,481	125,993
負債純資産合計	475,708	571,057

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2022年11月1日 至2023年10月31日)		当連結会計年度 (自2023年11月1日 至2024年10月31日)	
売上高	※1	727,448	※1	894,558
売上原価		502,279		565,863
売上総利益		225,168		328,694
販売費及び一般管理費	※2	218,460	※2	303,514
営業利益		6,708		25,180
営業外収益				
受取利息		0		32
補助金収入		6,420		4,657
助成金収入		1,780		6,769
その他		827		801
営業外収益合計		9,029		12,260
営業外費用				
支払利息		999		3,044
持分法による投資損失		—		8,573
その他		164		246
営業外費用合計		1,164		11,863
経常利益		14,573		25,576
特別利益				
固定資産売却益	※3	1,235	※3	1,935
資産除去債務戻入益		853		—
特別利益合計		2,089		1,935
特別損失				
固定資産除却損		—	※4	708
子会社株式売却損		—	※5	15
特別損失合計		—		723
税金等調整前当期純利益		16,662		26,788
法人税、住民税及び事業税		8,814		24,541
法人税等調整額		1,270		△264
法人税等合計		10,085		24,277
当期純利益		6,577		2,511
親会社株主に帰属する当期純利益		6,577		2,511



## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2022年11月1日 至2023年10月31日)	当連結会計年度 (自2023年11月1日 至2024年10月31日)
当期純利益	6,577	2,511
包括利益	6,577	2,511
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,577	2,511

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	49,900	40,000	27,004	116,904	116,904
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			6,577	6,577	6,577
当期変動額合計	—	—	6,577	6,577	6,577
当期末残高	49,900	40,000	33,581	123,481	123,481

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	49,900	40,000	33,581	123,481	123,481
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			2,511	2,511	2,511
当期変動額合計	—	—	2,511	2,511	2,511
当期末残高	49,900	40,000	36,093	125,993	125,993

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	16,662	26,788
減価償却費	22,869	16,528
のれん償却額	1,257	1,166
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△16,728	576
固定資産売却益	△1,235	△1,935
固定資産除却損	—	708
子会社株式売却損	—	15
受取利息	△0	△32
支払利息	999	3,044
補助金収入	△6,420	△4,657
助成金収入	△1,780	△6,769
持分法による投資損益 (△は益)	—	8,573
売上債権の増減額 (△は増加)	△31,065	△31,609
棚卸資産の増減額 (△は増加)	—	△4,686
未収入金の増減額 (△は増加)	△678	△289
前払費用の増減額 (△は増加)	△2,462	△6,661
未払金の増減額 (△は減少)	28,959	11,265
未払消費税等の増減額 (△は減少)	689	△4,551
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,670	△304
その他	241	350
小計	14,977	7,520
利息の受取額	0	29
利息の支払額	△1,190	△3,034
補助金の受取額	6,420	4,657
助成金の受取額	1,780	6,769
法人税等の支払額	△19,008	△6,839
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,979	9,102
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△37,372	△48,057
有形固定資産の売却による収入	1,880	1,935
無形固定資産の取得による支出	△4,464	△2,449
関連会社株式の取得による支出	—	△41,500
差入保証金の差入による支出	△11,610	△23,606
差入保証金の回収による収入	1,800	196
預り保証金の受入による収入	—	1,000
貸付金の回収による収入	—	10,000
貸付けによる支出	—	△10,000
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による支出	—	△16,796
投資活動によるキャッシュ・フロー	△49,766	△129,278
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	10,000	—
短期借入金の返済による支出	△10,000	—
長期借入れによる収入	180,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△9,530	△24,379
財務活動によるキャッシュ・フロー	170,470	75,621
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	123,682	△44,554
現金及び現金同等物の期首残高	88,574	212,257
現金及び現金同等物の期末残高	※ 212,257	※ 167,703

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数：4社

連結子会社の名称：(株)IBIS東海、(株)HUGアイビス、(株)関東IBIS、(株)九州IBIS

2024年5月1日より、(株)ICS名古屋は全株式の譲渡により連結の範囲から除外しております。

また、(株)九州IBISについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数：1社

持分法適用会社の名称：(株)スマイルライフ

当連結会計年度より、(株)スマイルライフの株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産

商品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 3～15年

車両運搬具 2～5年

工具、器具及び備品 3～11年

取得価額10万円以上20万円未満の少額資産減価償却については、一括償却資産として、3年間で均等償却しております。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下に記載の通りであります。

##### ① 就労継続支援B型事業

就労継続支援B型事業を行っており、利用者に対し、就労移行に関わるサービスを提供した時点で収益を認識しております。

② グループホーム事業

障害者総合支援法の訓練等給付に基づく共同生活援助（グループホーム）事業を行っており、利用者に対し、居住空間の提供及び食事や生活介助等のサービスを提供した時点で収益を認識しております。

また、短期入所については、宿泊の場を提供した時点で収益を認識しております。

③ 施設外作業所事業

障害者総合支援法の施設外就労に基づく施設外作業所として主に洋菓子等商品を販売しております。当該販売については店舗及びECサイトでの販売であり、商品の支配が顧客に移転した時点で、商品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの役割が購買代行及び代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等に償却しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定給付型の制度として複数事業主制度の企業年金基金（福祉はぐくみ企業年金基金）に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、当社連結子会社が免税事業者の場合は、税込方式を採用しております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損損失

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
有形固定資産	69,201	103,687
無形固定資産	11,572	9,953
減損損失	—	—

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

資産又は資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローに基づき、減損損失の認識の可否を判定しております。減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失の認識の可否を判定するに際して、割引前将来キャッシュ・フローの見積りを、取締役会で承認された事業計画に基づき実施しており、将来の収益性を見積りを主要な仮定としております。

これら見積り及び仮定について、将来の不確実な経営環境の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

## 繰延税金資産の回収可能性

### 1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
繰延税金資産（相殺前）	9,423千円	9,879千円

### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の帳簿価額は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る確実な回収可能性に基づき計上しております。

繰延税金資産の回収可能性を判断するに際しては、連結貸借対照表日時点で適用されている税制、繰越欠損金の法定繰越可能期間、過去実績を踏まえた事業計画等、入手可能なあらゆる証拠に基づいて将来の課税所得を慎重に見積っております。繰延税金資産は税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識し、その範囲を超える額については評価性引当額として控除しております。見積りの前提となる事業計画には、利用者の登録数及び通所数その他市場動向に対する仮定が含まれており、今後の動向如何により、繰延税金資産の全部又は一部について追加的な評価性引当額の計上が要求される可能性や税金費用の戻し入れを伴う評価性引当額の取崩しが要求される可能性があります。

これらの要因や変化は、評価性引当額の計上又は取崩される期間において、親会社株主に帰属する当期純利益に影響を及ぼします。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計方針等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025年10月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年10月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中あります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む)

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	33,246千円	37,896千円

※2 国庫補助金等により取得原価から控除した固定資産の圧縮記帳累計額は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
ソフトウェア	2,999千円	2,999千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
役員報酬	41,550千円	50,850千円
給料手当及び賞与	23,927	27,376
賞与引当金繰入額	368	867
退職給付費用	—	2,114
採用教育費	24,693	25,215
租税公課	23,452	32,251
支払報酬料	26,416	29,187
減価償却費	4,983	7,407
のれん償却額	1,166	1,166

※3 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
車両運搬具	825千円	1,935千円
工具、器具及び備品	409	—
計	1,235	1,935

※4 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
建物及び構築物	—千円	708千円
計	—	708

※5 子会社株式売却損は、株式会社ICS名古屋の全株式を譲渡したことによるものであります。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	8,990	890,010	—	899,000
合計	8,990	890,010	—	899,000

(注) 2023年1月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は890,010株増加し、899,000株となっております。

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。



3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	899,000	—	—	899,000
合計	899,000	—	—	899,000

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項  
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
現金及び預金勘定	212,257千円	167,703千円
現金及び現金同等物	212,257	167,703

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

関連会社株式は、持分法適用会社の株式であり、投資先の事業リスクに晒されております。

営業債務である未払金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金又は設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 事業リスク（投資先の事業に係るリスク）の管理

定期的に持分法適用会社の財政状態を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度（2023年10月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	29,447	29,032	△414
資産計	29,447	29,032	△414
長期借入金（1年内返済予定を含む）	248,070	244,595	△3,474
負債計	248,070	244,595	△3,474

当連結会計年度（2024年10月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	52,357	51,891	△465
資産計	52,357	51,891	△465
長期借入金（1年内返済予定を含む）	313,891	307,550	△6,340
負債計	313,891	307,550	△6,340

(※1) 現金については注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)
関連会社株式	—	32,926

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2023年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	212,257	—	—	—
売掛金	124,676	—	—	—
契約資産	545	—	—	—
差入保証金	11,242	11,018	5,752	1,434
合計	348,722	11,018	5,752	1,434

当連結会計年度（2024年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	167,703	—	—	—
売掛金	153,512	—	—	—
差入保証金	27,824	23,099	1,434	—
合計	349,040	23,099	1,434	—

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度 (2023年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	11,436	12,477	21,934	30,072	33,578	138,573
合計	11,436	12,477	21,934	30,072	33,578	138,573

当連結会計年度 (2024年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	33,909	41,580	48,184	45,967	34,640	109,611
合計	33,909	41,580	48,184	45,967	34,640	109,611

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
前連結会計年度 (2023年10月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	29,032	—	29,032
資産計	—	29,032	—	29,032
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	244,595	—	244,595
負債計	—	244,595	—	244,595

当連結会計年度 (2024年10月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	51,891	—	51,891
資産計	—	51,891	—	51,891
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	307,550	—	307,550
負債計	—	307,550	—	307,550

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 差入保証金

差入保証金の時価は、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社の一部が加入する確定給付型企業年金基金である、福祉はぐくみ企業年金基金は、複数事業主制度の企業型年金制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度であるため、確定拠出年金制度と同様の会計処理をしております。

なお、福祉はぐくみ企業年金基金には当期より加入しており、掛金を拠出しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の福祉はぐくみ企業年金基金への要拠出額は、当連結会計年度7,904千円であります。

（1）複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (2023年3月31日現在)	当連結会計年度 (2024年3月31日現在)
年金資産の額	16,681百万円	27,630百万円
年金財政計算上の数理債務の額	16,754 〃	27,429 〃
差引額	△72百万円	200百万円

（2）複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度 1%（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当連結会計年度 0.02%（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（3）補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、前連結会計年度は運用損失によるもの、当連結会計年度は剰余金の発生によるものであります。

なお、上記（2）の割合は、当社グループの実際の負担割合とは一致しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	501千円	1,766千円
賞与引当金	752	926
未払金	5,628	5,165
預り金	994	943
減価償却超過額	53	55
資産除去債務	3,685	4,390
税務上の繰越欠損金(注)3	10,851	26,354
繰延税金資産小計	22,466	39,600
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)3	△9,905	△26,354
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,137	△3,367
評価性引当額小計(注)1	△13,043	△29,721
繰延税金資産合計	9,423	9,879
繰延税金負債(注)2		
資産除去債務に対応する除去費用	△3,186	△3,568
未取還付事業税	△333	△340
繰延税金負債合計	△3,520	△3,908
繰延税金資産(負債)の純額	5,903	5,970

(注) 1. 評価性引当額が16,677千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金の評価性引当額が16,448千円増加したことによるものであります。

(注) 2. 連結貸借対照表に計上されている繰延税金負債301千円は、連結子会社株式会社HUGアイビスにおける将来加算一時差異(資産除去債務に対応する除去費用)に係るものであります。当該連結子会社においては、回収可能性がないと判断し繰延税金資産を計上していないため、繰延税金負債を別掲しております。

(注) 3. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	10,851	10,851
評価性引当額	—	—	—	—	—	△9,905	△9,905
繰延税金資産	—	—	—	—	—	945	(b) 945

当連結会計年度(2024年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	26,354	26,354
評価性引当額	—	—	—	—	—	△26,354	△26,354
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金10,851千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産945千円を計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
法定実効税率	33.6%	33.6%
(調整)		
住民税均等割	9.1	6.9
繰越欠損金の利用	△23.8	—
評価性引当額の増減	56.7	62.3
子会社株式評価損の連結修正	—	△12.4
持分法による投資損益	—	10.7
中小法人軽減税率適用による影響	△17.8	△5.7
のれん償却額	2.4	1.5
その他	0.5	△6.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	60.5	90.6

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物及び構築物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を契約期間又は取得から15年と見積り、割引率は0.15%~1.44%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
期首残高	10,005千円	10,975千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,778	2,040
時の経過による調整額	44	57
資産除去債務の戻入による減少額	△853	—
期末残高	10,975	13,073

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(単位：千円)

	就労継続 支援B型 事業	相談支援 事業	施設外 作業所 事業	グループ ホーム 事業	その他	計
一時点で移転される財	658,971	4,413	28,962	1,470	33,630	727,448
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	658,971	4,413	28,962	1,470	33,630	727,448
外部顧客への売上高	658,971	4,413	28,962	1,470	33,630	727,448

- 当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	就労継続 支援B型 事業	施設外 作業所 事業	グループ ホーム 事業	その他	計
一時点で移転される財	812,813	57,744	7,790	16,209	894,558
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	812,813	57,744	7,790	16,209	894,558
外部顧客への売上高	812,813	57,744	7,790	16,209	894,558

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- (1) 契約資産の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 売掛金	94,156	124,676
顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 売掛金	124,676	153,512
契約資産 (期首残高)	—	545
契約資産 (期末残高)	545	—

契約資産は、福祉・障害サービスにおける国民健康保険連合会との契約について期末日時点で完了しているが未請求の福祉・障害サービスに係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

- (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える取引はないため、記載を省略しております。



(セグメント情報等)

当社グループは、就労支援サービス事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

就労支援サービス事業の売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名（注）
国民健康保険団体連合会	565,177	—

（注）当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

就労支援サービス事業の売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名（注）
国民健康保険団体連合会	700,771	—

（注）当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

のれんの償却額は1,166千円、未償却残高は2,332千円であります。また、株式会社ブレースデントからの事業譲受により発生した営業権の未償却残高が356千円あります。なお、当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

のれんの償却額は1,166千円、未償却残高は1,166千円であります。また、株式会社ブレースデントからの事業譲受により発生した営業権の未償却残高が265千円あります。なお、当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
持分法適用関連会社	㈱スマイルライフ	愛知県名古屋市	49,900	中古品 売買業 不動産業	(被所有) 直接 44.4	経営管理 等	固定資産購入(注)	28,453	—	—

(注) 課税明細書における評価額に基づき、決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	㈱旺司ライフワーク	岐阜県岐阜市	3,000	資産管理 会社	(被所有) 直接 100.0	資金の 借入	資金の借入(注)	10,000	—	—
							資金の返済	10,000	—	—

(注) 資金の借入に対して、利息の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は㈱スマイルライフであり、その要約財務情報は以下の通りであります。

流動資産合計	22,227千円
固定資産合計	73,240千円
流動負債合計	17,303千円
固定負債合計	－千円
純資産合計	78,164千円
売上高	158,373千円
税引前当期純損失	19,126千円
当期純損失	19,309千円

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
1株当たり純資産額	137円35銭	140円15銭
1株当たり当期純利益	7円32銭	2円79銭

- (注) 1. 当社は、2023年1月31日開催の取締役会の決議に基づき、同日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	6,577	2,511
普通株主に帰属しない金額 (千円)	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	6,577	2,511
普通株式の期中平均株式数 (株)	899,000	899,000

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	123,481	125,993
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	－	－
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	123,481	125,993
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	899,000	899,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	11,436	33,909	1.54	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	236,634	279,982	1.09	2025年11月10日～ 2037年2月10日
合計	248,070	313,891	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	41,580	48,184	45,967	34,640

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う 原状回復義務等	10,975	2,098	—	13,073

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年10月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日 毎年10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL <a href="https://www.ibisholdings.co.jp/">https://www.ibisholdings.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。



### 第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

株式会社アイビスホールディングス  
取締役会 御中

監査法人 コスモス  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士  
業務執行社員

新開 智之

代表社員 公認会計士  
業務執行社員

小室 豊和

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイビスホールディングスの2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイビスホールディングス及び連結子会社の2024年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

株式会社アイビスホールディングス  
取締役会 御中

監査法人 コスモス  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士  
業務執行社員

新開 智之

代表社員 公認会計士  
業務執行社員

小室 豊和

#### 監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイビスホールディングスの2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイビスホールディングス及び連結子会社の2024年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。